（就業手当の支給申請手続）

第八十二条の五　（略）

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第六項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項に定める書類を添えないことができる。

3～5　（略）

6　第二十二条第一項ただし書の規定は第一項の場合における提出について準用する。

（再就職手当の支給申請手続）

第八十二条の七　（略）

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項第二号に定める書類及び受給資格者証を添えないことができる。

3　第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。

（就業促進定着手当の支給申請手続）

第八十三条の四　（略）

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

3　第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。

（常用就職支度手当の支給申請手続）

第八十四条　（略）

2　第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

（移転費の支給申請）

第九十二条　（略）

2　（略）

3　第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等について準用する。

（広域求職活動費の支給申請）

第九十九条　（略）

2・3　（略）

4　第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等について準用する。

（短期訓練受講費の支給申請）

第百条の四　（略）

2　第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

（求職活動関係役務利用費の支給申請）

第百条の八　（略）

2　第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

3　（略）

（法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等）

第百一条の二の二　厚生労働大臣は、法第六十条の二第一項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した講座指定通知書を、当該教育訓練を行う指定教育訓練実施者（法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

一・二　（略）

（就業手当の支給申請手続）

第八十二条の五　（略）

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第六項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項に定める書類を添えないことができる。

3～5　（略）

6　第二十一条第一項ただし書の規定は第一項の場合における提出について準用する。

（再就職手当の支給申請手続）

第八十二条の七　（略）

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項第二号に定める書類及び受給資格者証を添えないことができる。

3　第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。

（就業促進定着手当の支給申請手続）

第八十三条の四　（略）

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

3　第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。

（常用就職支度手当の支給申請手続）

第八十四条　（略）

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

（移転費の支給申請）

第九十二条　（略）

2　（略）

3　第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等について準用する。

（広域求職活動費の支給申請）

第九十九条　（略）

2・3　（略）

4　第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等について準用する。

（短期訓練受講費の支給申請）

第百条の四　（略）

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

（求職活動関係役務利用費の支給申請）

第百条の八　（略）

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

3　（略）

（法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等）

第百一条の二の二　厚生労働大臣は、法第六十条の二第一項の規定による指定をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した講座指定通知書を、当該教育訓練を行う指定教育訓練実施者（法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

一・二　（略）